

# 令和5年度鳥取県原子力防災訓練実施要領

# 目次

1. (全般) 実施要領	1
2. 本部等運営訓練(初動対応訓練) 実施要領	3
3. 緊急時モニタリング訓練実施要領	5
4. 広報・情報伝達訓練実施要領	7
5. 原子力防災支援基地運用等訓練	9
6. 住民避難訓練(避難行動要支援者等避難含む) 実施要領	10
7. 避難退域時検査訓練実施要領	11
8. 避難支援ポイント設置・運営訓練実施要領	12
9. 県営広域避難所開設訓練実施要領	13
10. 避難行動要支援者避難訓練(高齢者施設) 実施要領	14
11. 原子力災害医療活動訓練(鳥取県立中央病院) 実施要領	16
12. 原子力災害医療活動訓練(安定ヨウ素剤) 実施要領	17
13. 避難誘導・交通規制等措置訓練実施要領	18
14. 避難経路確保訓練実施要領	19
15. 学校等の避難訓練実施要領	21
16. 原子力防災講座等実施要領	23
17. 米子市原子力防災訓練実施要領	24
18. 境港市原子力防災訓練実施要領	25

# 令和5年度鳥取県原子力防災訓練 (島根原子力発電所対応) 実施要領

## 1 目的

原子力防災対策について、避難の実効性確認と練度の維持向上を図ることを目的として鳥取県・米子市・境港市及び各関係機関等との連携要領及び初動対応要領を確認する。

また、本訓練（鳥取県等との合同訓練）で得られた成果等に基づき、地域防災計画及び避難計画を修正し、計画の深化と避難のさらなる実効性向上を図る。

## 2 主要訓練項目

- (1) 災害対策本部の対応検証
- (2) 避難時の情報伝達方法の検証
- (3) 原子力防災支援基地の運用

## 3 実施日時

令和5年10月19日(木) 8:30～15:00

11月 4日(土) 8:30～15:00

11月 5日(日) 8:30～16:00

※訓練により時間は異なる。

## 4 実施場所

鳥取県庁、米子市役所、境港市役所、一時集結所、避難退域時検査会場、西部総合事務所、原子力環境センター（県モニタリング本部）、中国電力株式会社島根原子力発電所、その他関係機関等

## 5 実施機関等

### (1) 実施機関

鳥取県、米子市、境港市、実動組織、原子力防災機関、中国電力株式会社等

### (2) 訓練参加(予定)者数

27機関 約810人(うち住民 約230人)

## 6 訓練内容

- (1) 本部等運営訓練(初動対応訓練)及び本部等運営訓練に連動する訓練については、基本的に鳥取県と同一想定で実施する。その他の訓練については、別想定(時間)で実施する。 ※鳥根原子力発電所事故想定は全て共通。

### 【訓練項目】

- ・ 本部等運営訓練(初動対応訓練)
- ・ 緊急時モニタリング訓練
- ・ 広報・情報伝達訓練
- ・ 原子力防災支援基地運用等訓練
- ・ 住民避難訓練(避難行動要支援者を含む)
- ・ 避難退域時検査等訓練
- ・ 避難支援ポイント設置・運営訓練
- ・ 県営広域避難所開設訓練
- ・ 避難行動要支援者避難訓練(高齢者施設)

- ・ 原子力災害医療活動訓練（県立中央病院）
- ・ 原子力災害医療活動訓練（安定ヨウ素剤）
- ・ 避難誘導・交通規制等措置訓練
- ・ 避難経路確保訓練
- ・ 学校等の避難訓練
- ・ 原子力防災講座

※訓練内容の詳細については、各訓練実施要領による。

(2) その他鳥取県単独機能別訓練

- ・ 船舶による避難訓練（8月23日）

7 訓練編成

各訓練実施要領による。

8 訓練評価等

(1) 訓練評価

第三者による訓練の評価を実施する。  
また、訓練参加者に対するアンケートを実施する。

(2) 訓練のふりかえり

訓練終了後、訓練全体及び機能別訓練のふりかえりを行い、教訓を抽出する。

9 訓練の中止

(1) 訓練は状況により全部又は一部を中止する場合がある。

(2) 訓練中止の判断基準

ア 訓練は晴雨にかかわらず実施するが、鳥取県内において、以下に示すような危機管理上の重大な事案が発生あるいは発生が予想される場合は、訓練の中止を判断する。

- ・ 県内で大規模事故及び警報以上の気象警報等が発令された場合
- ・ 防災機関が、災害による警戒体制以上の配備を必要とする場合
- ・ 震度5弱以上の地震の発生
- ・ その他危機管理事案発生等により開催できない場合

イ その他危機管理部長が中止と判断する場合

(3) 訓練中止の判断時期

ア 訓練開始前

訓練当日6:00までに判断し、中止の場合はすみやかに伝達する。

イ 訓練開始後

その都度判断し、各機関の異常の有無を確認する。

(4) 訓練中止の伝達

ア 方針

あらかじめ伝達準備を整え、中止の決定があった場合は、伝達の漏れなく、迅速かつ的確に伝達する。

イ 伝達の責任

危機管理部（原子力安全対策課）から緊急時連絡系統図に基づき、それぞれの訓練の参加機関に伝達する。

災害の発生又は発生のおそれがある場合は、状況により訓練を中止する。

10 安全管理

(1) 訓練の実施にあたっては安全管理体制を徹底し、訓練中における事故の発生防止を図る。

## 本部等運営訓練（初動対応訓練）実施要領

### 1 目的

島根県と合同で、島根原子力発電所における警戒事象発生及び施設敷地緊急事態、全面緊急事態への進展時における島根県・米子市・境港市及び各関係機関等との連携要領及び初動対応要領を確認する。

### 2 主要訓練項目

- (1) 避難車両手配の手順の確認
- (2) 住民への情報伝達に係る検証
- (3) 関係機関との情報共有手順の確認

### 3 実施日時

令和5年10月19日（木）8：30～15：00

### 4 実施場所

鳥取県庁、西部総合事務所、原子力環境センター、米子市役所、境港市役所 等

### 5 実施機関等

- (1) 実施機関  
鳥取県、米子市、境港市、原子力防災関係機関、中国電力株式会社 等
- (2) 訓練参加（予定）者数  
約100人

### 6 訓練内容

- (1) 訓練全般シナリオ  
島根原子力発電所において警戒事態（AL）から施設敷地緊急事態（SE）、全面緊急事態（GE）に至る事象が発生したため、初動対応及び事態の進展に応じた原子力災害時における災害対策本部運営を行う。また、防護措置等について関係機関とTV会議を開催し、情報の共有を図る。  
なお、シナリオについては、島根県と同一想定の中で実施する。
- (2) 訓練の進め方  
コントローラーからの指示及び状況付与に基づき、訓練実施部間の情報伝達、調整等により進行する。
- (3) 訓練実施項目
  - ア 災害対策本部会議の運営  
事態進展に応じた各防災機関における対応の手順の確認と、関係機関との通信連絡訓練を行う。
  - イ TV会議等の実施  
主要段階において、関係機関間のTV会議を開催する。
  - ウ 現地災害対策本部の運営  
現地災害対策本部（西部総合事務所）の運営と災害対策本部との連携確認を行う。

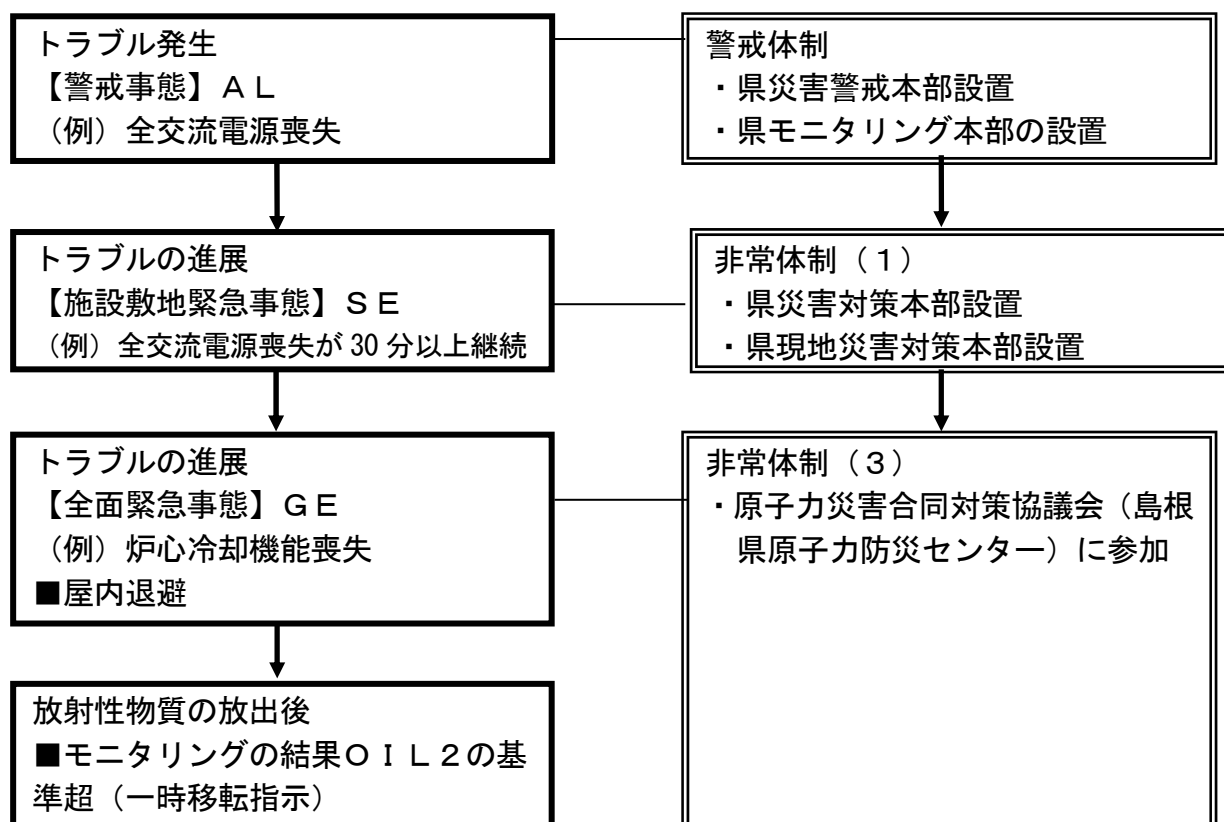
【参考】原子力災害時の体制等

体制	本部等の設置	配備の基準 (抜粋)	主な対応 (抜粋)
注意体制 (1)	情報	●注目事象	
注意体制 (2)	連絡室	●注意事象	●現地確認
警戒体制	災害警戒本部	●警戒事態 (AL)	●県モニタリング本部の設置
非常体制 (1)	災害対策本部	●知事が必要と認めた時 ●施設敷地緊急事態 (SE)	●副知事→現地災害対策本部長 (西部) ●統轄監→現地事故対策連絡会議、原子力災害合同対策協議会に参加
非常体制 (2)		●知事が必要と認めた時	●消防防災課長→連絡調整要員として島根OFCへ移動
非常体制 (3)		●全面緊急事態 (GE) ●原子力緊急事態宣言 ●知事が必要と認めた時	●全職員

\* 鳥取県地域防災計画 (原子力災害対策編) 原子力災害時の災害体制の基準を参照

<事象の進展>

<体制の推移>



## 緊急時モニタリング訓練実施要領

### 1 目的

緊急時モニタリング計画及び実施要領に基づき、一連の活動を実施することにより、手順の確認等を行う。また、現場での測定・試料採取、試料の受け入れ・分析の作業手順等を確認し、機器取扱いの習熟度の維持・向上を図る。

### 2 主要訓練項目

- (1) 緊急時モニタリング計画及び実施要領の検証
- (2) モニタリング情報共有システム等による情報の伝達手順の確認
- (3) 屋外モニタリング活動、放射線測定機器等の手順の確認

### 3 実施日時

令和5年10月19日(木) 8:30～15:00 モニタリング本部運営訓練  
(実働訓練の一部を含む)  
11月 5日(日) 8:30～12:00 実動訓練

### 4 実施場所

米子市及び境港市内、衛生環境研究所、原子力環境センター、西部総合事務所、県庁他

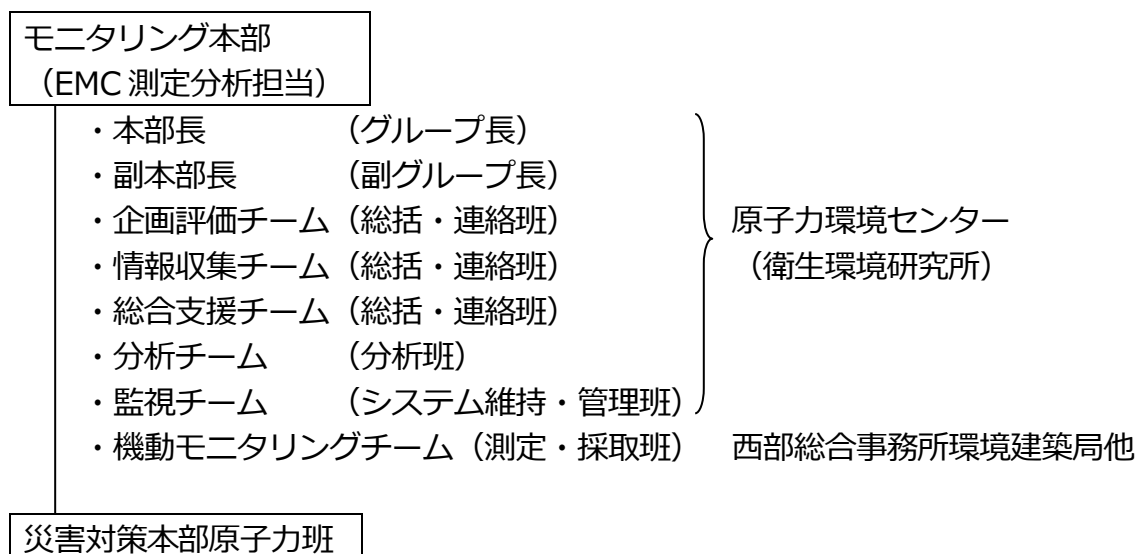
### 5 実施機関等

- (1) 実施機関  
鳥取県、中国電力株式会社
- (2) 訓練参加(予定)者数  
43名

### 6 訓練内容

- (1) モニタリング本部運営訓練
  - ・緊急時モニタリング実施要領に基づき、モニタリング本部の設置・運営を行う。
  - ・防災ネットワークシステム、衛星携帯電話等の多重化された通信機器を用い、情報の伝達、報告、共有手順を確認する。
  - ・テレメータ、情報共有システムにより空間放射線量率を監視し、情報を集約する。
- (2) 実動訓練
  - ・緊急時モニタリング実施要領に基づき、可搬型モニタリングポストの設置、サーベイ車による測定、試料採取等を実施する。
  - ・資機材等の養生、要員の汚染検査及び被ばく管理等の手順を確認する。
  - ・試料の受け入れ、前処理、核種分析及び結果報告までの手順を確認する。

## 7 訓練編成表



## 8 訓練時使用資機材一覧

### (1) モニタリング本部運営訓練

通信機器 (PC、電話、FAX、TV 会議)、モニタリングシステム、モニタ (TV 会議、クロノロ用)、ホワイトボード、地図、

### (2) 実動訓練

可搬型モニタリングポスト、サーベイ車、資機材運搬車、サーベイメータ (NaI、電離箱、GM 管式) 個人被ばく線量計、通信機器 (衛星携帯電話、ラミセス)、土壌採取セット、防護装備 (タイベックスーツ、手袋、マスク等)、養生用資機材 (床・壁シート、車両用、測定器用)

試料容器 (U-8、2L マリネリ)、Ge 半導体検出装置 など



## 広報・情報伝達訓練実施要領

### 1 目的

本部等運営訓練に合わせて通信連絡体制を確立し、関係機関等への円滑な情報伝達や的確な報道対応を行うとともに、鳥取県原子力防災アプリ、ホームページ、あんしんトリピーメール、SNS等の独自広報及び道路情報表示板による広報を行い、関係先との情報伝達手順、放送要請や独自広報の手順等を確認することにより、鳥取県広域住民避難計画の別紙計画となる広報・情報伝達計画の検証等を行う。

### 2 主要訓練項目

- (1) 関係機関への情報伝達
- (2) 報道機関との連絡調整
- (3) 独自広報の検証

### 3 実施日時

令和5年10月19日(木) 8:30～15:00

令和5年11月5日(日) 8:30～12:00

### 4 実施場所

鳥取県災害対策本部室(鳥取県庁) 他

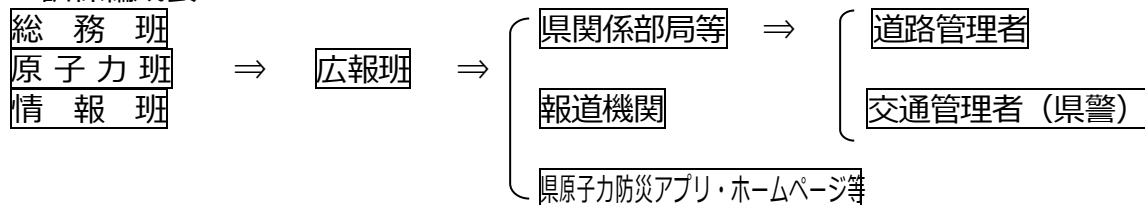
### 5 実施機関等

- (1) 実施機関  
鳥取県、関係機関
- (2) 訓練参加予定機関  
鳥取県、関係機関

### 6 訓練内容

- (1) 県民、一時滞在者(ビジネス・観光目的、外国人含む)等への広報  
災害の概要、被害状況等について、鳥取県原子力防災アプリ、ホームページ(道路状況の配信など)、あんしんトリピーメール、SNS等を活用した独自広報の検証(外国人向けには分かりやすい表現・説明による広報)(訓練表示、訓練メール等)
- (2) 報道機関との連絡調整  
報道提供資料を報道機関にファックス送信、事態進展速度等に応じた多様なメディアの活用(発信内容の検討・発信)
- (3) UPZ内住民等への屋内退避指示・避難指示広報  
対処方針(屋内退避、避難指示等)について、鳥取県原子力防災アプリ、ホームページ、あんしんトリピーメール、SNS等を活用した独自広報(訓練表示)の検証(住民避難訓練と連携)
- (4) 道路情報表示  
道路管理者への各段階での情報伝達訓練(道路情報表示板(訓練表示))

7 訓練編成表



8 訓練時使用資機材等一覧表

資機材等名	個数	備考
道路情報表示板（鳥取県管理）	14	
道路情報表示板（国土交通省管理）	1	
道路情報表示板（警察本部管理）	5	

9 当日のスケジュール

時間	内容	備考
10月19日	県民等への広報	
	報道機関との連絡調整	
11月5日	UPZ 内住民の避難指示広報	避難指示発出後
	道路情報表示	

## 原子力防災支援基地運用等訓練実施要領

### 1 目 的

迅速な避難退域時検査会場の開設に資するため、原子力防災支援基地から検査会場へのコンテナ・資機材の輸送等を行い、円滑化を図ることを目的とする。

### 2 実施日時

令和5年11月4日（土）8：30～15：00

### 3 実施場所

原子力防災支援基地（鳥取市松原）、東伯総合公園（琴浦町）

### 4 実施機関

鳥取県、基地運營業務受託業者、等

### 5 訓練想定

- （1）島根原子力発電所において、トラブルが発生し、施設敷地緊急事態に進展
- （2）県は避難退域時検査会場の設置準備を開始
- （3）全面緊急事態に進展、OILに基づく避難指示の後、県は国や他地域からの支援物資等を要請し受入れを開始

### 6 訓練内容

- （1）緊急時の情報伝達
  - ・避難退域時検査会場（町・施設）、コンテナ輸送業者等への情報伝達
- （2）コンテナ資機材の輸送
  - ・原子力防災支援基地の開錠、クレーン・トラックによるコンテナ積載、検査会場へのコンテナ輸送、積下作業
- （3）他地域からの支援物資・資機材の支援基地への受入れ
  - ・物資の受け入れ集積手順の確認

## 住民避難訓練（避難行動要支援者避難含む）実施要領

### 1 目的

様々な避難手段による住民避難訓練、避難行動要支援者の避難手順の確認、広域避難先での受入れ手順の確認等を実施し、避難計画及び各細部計画の実効性をさらに向上させるとともに、参加住民の避難計画等への理解促進を図ること目的として実施。

### 2 主要訓練項目

- (1) 様々な避難手段による住民避難の実施
- (2) 円滑な避難のための住民への広報・情報伝達、避難誘導の実施
- (3) 広域避難所への避難及び避難者の受入れの実施

### 3 実施日時

令和5年11月5日（日）8:30～16:00

### 4 実施場所

一時集結所（米子・境港市内）、避難退域時検査会場（東伯総合公園）等

### 5 実施機関等

- (1) 実施機関  
鳥取県、鳥取県警、米子市、境港市、鳥取市、湯梨浜町、琴浦町、中国電力 等
- (2) 訓練参加（予定）者数  
約380人（うち住民 約230人）

### 6 訓練内容

#### (1) 様々な手段による避難

- ① 住民避難
  - ・バスや自家用車による避難手順の確認や避難先施設等の確認
  - ・陸上自衛隊ヘリによる避難手順の確認
- ② 避難行動要支援者の避難
  - ・福祉車両（ストレッチャー）による避難手順の確認

#### (2) 避難所での受入れ

避難受入先市町による避難所の開設及び受入れ手順の確認

避難元	避難先
米子市	湯梨浜町（ハワイアロハホール）
境港市	鳥取市（修立小学校） ※鳥取東高等学校においても、県営広域避難所開設訓練を実施

#### (3) 住民への広報、情報伝達

緊急速報（エリア）メールや防災行政無線、道路情報板等を活用した住民への広報・情報伝達

#### (4) 住民への避難誘導等

信号機遠隔制御による避難誘導や、道路監視カメラによる避難状況の把握

## 避難退域時検査等訓練実施要領

### 1 目的

原子力災害時避難の状況下を想定し、避難経路上での避難退域時検査を実施し、検査手順や資機材運用方法等の確認を行う。

また、避難退域時検査用資機材の輸送から展開までの一連の手順、検査会場の運用方法を確認・検証する。

### 2 主要訓練項目

- (1) 車両・住民への汚染検査及び簡易除染手順の確認
- (2) 避難退域時検査用資機材（車両用ゲートモニタ、大型車両除染テント）の輸送・展開、使用手順の確認
- (3) 検査会場の運用方法の検証（会場レイアウト・人員体制・等）
- (4) 避難退域時検査会場内の各部門や災害対策本部地方支部との連携及び情報収集・伝達・提供手順の確認

### 3 実施日時

令和5年11月5日（日） 9：00～12：00

### 4 実施場所

避難退域時検査会場（東伯総合公園）

### 5 実施機関等

- (1) 実施機関  
鳥取県、琴浦町、中国電力株式会社、陸上自衛隊、日本原子力研究開発機構 等
- (2) 訓練参加（予定）者数  
約110名

### 6 訓練内容

- (1) 避難退域時検査用資機材の輸送体制の確認・展開手順の習熟  
原子力防災支援基地から資機材を輸送し、車両検査及び住民検査の各検査会場の設営を実施
- (2) 検査・簡易除染手順の確認  
住民避難訓練と連動して、避難退域時検査を実施し、車両用ゲートモニタ、サーベイメータ等各種資機材操作方法の習熟及び汚染検査手順の確認、大型車両除染システムや拭き取りによる簡易除染手順の確認を実施
- (3) 検査会場レイアウトの検証  
動員計画に基づく検査会場の人員体制の検証や、検査の円滑かつ効率的な実施を行うための検査会場レイアウトや資機材の使用等について検証を実施
- (4) 検査会場運営状況の情報収集・伝達の確認  
・避難退域時検査会場内の運営状況（車両検査・住民検査等）を情報収集し、災害対策本部（地方支部）への情報伝達手順の確認を実施

## 避難支援ポイント設置・運営訓練実施要領

### 1 目的

原子力災害時において、避難住民に対する総合的な支援を行うための場（避難支援ポイント）を避難経路上の避難退域時検査会場に併設することから、その支援内容の検証と、避難支援ポイントの設置、運営の手順等を確認する。

### 2 主要訓練項目

- (1) 避難支援ポイントの設置及び運営の手順の確認
- (2) 避難住民への情報提供

### 3 実施日時

令和5年11月5日（日）

### 4 実施場所

東伯総合公園体育館（琴浦町田越560）

### 5 実施機関

鳥取県

### 6 訓練内容

#### (1) 避難支援ポイント設置・運営訓練

- ・避難退域時検査会場における避難支援ポイントの役割（情報収集・伝達・提供）の確認や設置・運営手順の確認を行い、活動を実施する上での課題点を検証・整理・改善する。

#### (2) 避難住民への情報提供訓練

- ・避難退域時検査会場内に「避難支援ポイント情報コーナー」を併設。当該コーナー内に避難住民にとって有用な情報（避難所先一覧、ガソリンスタンド情報等）を動的・静的に提供するほか、Wi-Fi（無線LAN）スポット等の提供を行う。

## 県営広域避難所開設訓練実施要領

### 1 目 的

島根原子力発電所での原子力災害発生に伴う広域住民避難の際に、迅速かつ円滑に県営広域避難所を設置するため、開設手順等の検証を行う。

### 2 主要訓練項目

- (1) 職員の動員手順の確認
- (2) 県営広域避難所（居住スペース）の設営

※境港市の住民参加による住民避難訓練とあわせて実施予定

### 3 実施日時

令和5年11月5日（日）9：30～13：25

### 4 実施場所

鳥取東高等学校

### 5 訓練内容

- ・避難所レイアウトの開設
- ・避難車両及び住民の誘導
- ・避難者の受付手順の確認 等

### 6 目標

迅速かつ円滑な県営広域避難所の設置

## 避難行動要支援者避難訓練（高齢者施設）実施要領

### 1 目的

- (1) 原子力緊急時の避難対象施設（入所施設）における避難計画の確認及び実効性の検証
- (2) 原子力緊急時における関係機関（避難元施設、県等行政機関）の連携確認
- (3) 原子力緊急時における放射線防護施設の動作確認

### 2 主要訓練項目

- (1) 島根原子力発電所に係る「避難行動要支援者」避難計画及び島根原子力発電所に係る「避難行動要支援者」避難支援センター運営マニュアルによる訓練の実施・検証（県）
- (2) 原子力災害避難計画（マニュアル）による訓練の実施・検証（施設）
- (3) 令和元年度に整備した放射線防護施設（陽圧装置）の動作確認等

### 3 実施日時

令和5年11月5日（日）10:30～12:00

### 4 実施場所

介護老人保健施設ゆうとぴあ（米子市河崎）

### 5 実施機関等

- (1) 実施機関  
鳥取県、医療法人真誠会

### 6 訓練内容

施設の「原子力災害避難計画」に基づき、屋内退避（整備した放射線防護対策設備を活用）及び避難（避難車両準備まで）の訓練（関係機関との情報伝達や利用者の誘導等）を実施し、内容を検証する。

急激に放射線物質が放出され、避難に時間がかかることを想定し、陽圧装置を作動させる。

(1) 10時30分～10時40分 注意喚起情報の伝達〔屋内退避指示に備えた対応〕  
[対応内容]

(施設) ・施設内の情報共有（原子力緊急事態の進展等）

・放射性物質放出に備えた対応

・避難のための職員体制の確認

・屋内退避指示に備えてしておくべきことの確認

(県) ・避難元施設への地震発生<sup>1</sup>の注意喚起、**注意喚起情報**の送信

(2) 10時40分～11時00分 〔避難指示に備えた対応〕

[対応内容]



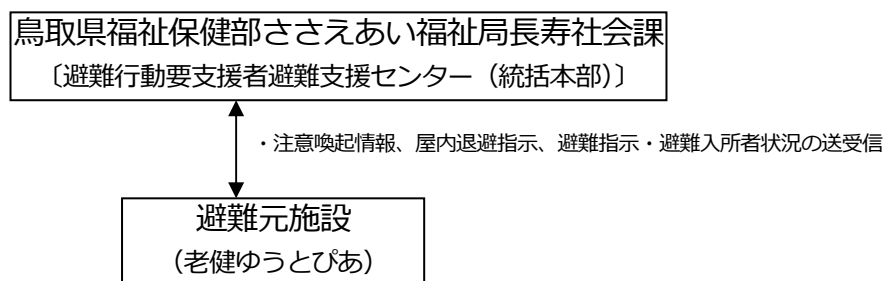
- (施設) ・屋外に入所者等がいた場合の対応を想定した訓練
- ・避難指示に備えた対応
- ・屋内外の利用者への状況説明・退避エリアへの誘導、避難者への声かけ
- ・退避エリアの整備、陽圧機の操作準備  
(エリア内の退避スペース確保、物品搬入、扉の密閉等)
- ・避難の準備(避難者・避難車両、持ち出し物の準備)
- ・放射線防護装置の作動
- (県) ・屋内退避準備指示情報の送信

(3) 11時00分～11時30分〔避難指示を受けた対応及び放射能漏れ判明後の対応〕  
〔対応内容〕

- (施設) ・陽圧機作動
- ・屋内退避→県へ屋内退避完了の報告
- (県) ・屋内退避指示情報の送信
- ・施設からの屋内退避完了報告の受電

(4) 11時30分～12時00分 訓練振り返り、片付け

## 7 訓練編成表



## 8 訓練時使用資機材等一覧表

資機材等名	個数	備考
携帯電話	1	公用（長寿社会課）
連絡網	一式	長寿社会課、避難元施設
記録用紙	一式	長寿社会課、避難元施設
ビブス	20枚	県危機管理局（借用）
毛布・水・介護用品他	一式	施設備蓄品
タイベックスーツ	10着	県危機管理局
避難車両（福祉車両）	一台	避難元施設

# 令和5年度 原子力災害医療活動訓練実施要領 (鳥取県立中央病院)

## 1 目的

島根原子力発電所の事故による被災を想定し、鳥取県内の汚染傷病者を鳥取県立中央病院に搬送し、線量確認や除染、その後の治療に至る一連の対応手順を確認する。併せて、原子力災害医療協力機関（鳥取赤十字病院）や原子力災害拠点病院（鳥取大学医学部附属病院）の協力を得て、医療救護活動の後方支援の実効性を検証する。

(想定) 被ばくのおそれのある傷病者について、鳥取大学医学部附属病院での受入可能人数を超えたため、原子力災害拠点病院である県立中央病院へと搬送し、必要な処置を行う。

## 2 主要訓練項目

(1) 院内防護区画の設定 (2) 線量確認と除染等 (3) 医療救護活動の後方支援

3 実施日時 令和5年11月18日(土) 8:00~12:00(予定)

4 実施場所 鳥取県立中央病院

## 5 実施機関等

(1) 実施機関 鳥取県立中央病院、鳥取大学医学部附属病院及び鳥取赤十字病院(ほか)  
(2) 訓練参加者数(予定) 30名程度 ※模擬患者1名(県職員)

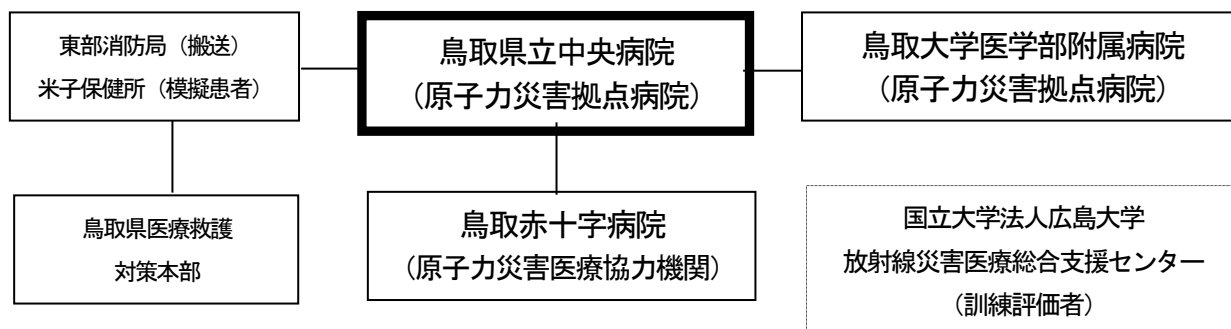
## 6 訓練内容

(1) 汚染傷病者の搬送(UH機を想定)  
(案) 米子駐屯地(鳥大の搬送協力者+模擬患者) → 鳥取空港 → 県立中央病院  
※車両の積み込みなし。自衛隊機内の養生はせず、患者をラッピングする形をとる。  
※統轄監(県)1名、同行者1名が同乗予定。  
(2) エアーテント(1次トリアージ場所)の設営運営(鳥取赤十字病院との協働)  
(3) 汚染傷病者の線量測定、汚染創傷部位の除染、内部被ばく線量の測定等を実施

## 7 訓練時使用資機材等一覧表(案)

携帯電話、連絡網、記録用紙、ストレッチャー、GMサーベイメータ、個人線量計、ポリ袋、バケツ、ポリエチレン濾紙、ラミロール、養生シート(テープ付)、生体監視モニター、輸液セット、除染用の資材(ガーゼ、洗剤、スポンジ、濃盆など)、ホワイトボード、装備一式(タイベックスーツ、マスク等)など

## 8 訓練編成表



## 原子力災害医療活動訓練（安定ヨウ素剤）実施要領

### 1 目的

住民避難訓練に合わせて、安定ヨウ素剤の緊急配布に必要な手順等の確認等を行う。

### 2 主要訓練項目

- (1) 緊急配布指示の伝達訓練
- (2) 緊急配布に関する住民説明、手順確認等訓練

### 3 実施日時

令和5年11月5日（日）8:30～13:00

### 4 実施場所

一時集結所（米子・境港市内）、避難退域時検査会場（東伯総合公園）

### 5 実施機関等

- (1) 実施機関  
鳥取県、米子市、境港市
- (2) 協力機関  
一般社団法人鳥取県薬剤師会
- (3) 訓練参加（予定）者数  
約15名

### 6 訓練内容

- (1) 緊急配布指示の伝達訓練  
原子力災害対策本部から安定ヨウ素剤の配布等の指示があった場合における伝達訓練を実施する。
- (2) 緊急配布に関する住民説明等訓練  
一時集結所等において、安定ヨウ素剤の説明等を実施する。
- (3) 緊急配布に関する手順確認訓練  
避難退域時検査会場において、安定ヨウ素剤の緊急配布の手順確認を実施する。

### 7 訓練編成表

	県医療・保険課	米子市・境港市	薬剤師会
緊急配布指示の伝達訓練	指示伝達 ⇒両市、薬剤師会	受理	受理 ⇒担当薬局（一時集結所支援依頼）
緊急配布に関する住民説明等訓練	※立会 （両市一時集結所）	説明等 （一時集結所等）	説明等 （両市一時集結所）
緊急配布に関する手順確認訓練	※立会 （東伯総合公園）	—	車両避難者への安定ヨウ素剤の服用確認、配布手順確認 （東伯総合公園）

### 8 訓練時使用資機材等一覧表

安定ヨウ素剤説明資料等、防護用ガウン・キャップ等

### 9 当日のスケジュール（予定）

- 8:30～ 安定ヨウ素剤の配布等の指示を受け、両市に配布指示、薬剤師会に一時集結所の支援を依頼。
- 9:00～10:30 一時集結所等で安定ヨウ素剤に関する説明、資料配布等を行う。
- 9:30～12:30 車両確認検査会場で安定ヨウ素剤の緊急配布の手順確認を行う。

## 避難誘導・交通規制等措置訓練実施要領

### 1 目的

原子力災害発生時における住民の避難等を円滑に実施するため

### 2 主要訓練項目

- (1) 災害警備本部等設置運営訓練
- (2) 避難誘導・交通規制訓練
- (3) 交通検問所設置等訓練

### 3 実施日

令和5年10月19日(木)

令和5年11月5日(日)

### 4 実施場所

避難訓練実施区域周辺、避難ルート、避難退域時検査会場及び西日本高速道路株式会社中国支社等

### 5 実施機関等

#### (1) 実施機関

鳥取県警察本部、琴浦大山警察署、米子警察署、境港警察署、中国四国管区警察局鳥取県情報通信部

#### (2) 訓練参加(予定)者数

約50名

### 6 訓練内容

#### (1) 災害警備本部等設置運営訓練

警察本部及び関係警察署に原子力災害警備本部を設置するとともに、琴浦大山警察署内に実動組織現地合同調整所の設置に向けた機器立ち上げを行う。また、避難退域時検査会場に現地指揮所を設置し、県、市町村と情報共有を図りつつ、避難車両の交通誘導状況等の映像伝送、無線通信訓練等を実施

#### (2) 住民避難誘導等訓練

関係警察署員により避難広報、パトカーによる避難車両の先導、避難所等の警戒活動を実施

#### (3) 広報・情報伝達訓練

- ・ 交通管制センターの交通情報板を利用した広報・情報伝達訓練
- ・ 信号機の遠隔制御に向けた情報伝達及び動作確認

#### (4) 交通検問所設置等訓練

緊急交通路が指定されたとの想定の下、模擬交通検問所を設置し、車両の選別、誘導及び緊急通行車両の確認手続き訓練を実施

#### (5) 渋滞解消のための誘導等

ポイント交差点における交通規制、迂回誘導を実施

## 避難経路確保訓練実施要領

### 1 目的

原子力災害時に避難経路が被災し、緊急車両や緊急物資の輸送車両等が通行できなくなった場合に早期に輸送機能を確保するため、災害対策基本法に基づく放置車両の移動を実施する。

### 2 主要訓練項目

道路啓開訓練（放置車両移動）

### 3 実施日時

令和5年11月5日（日）13:00～14:20

### 4 実施場所

米子港

### 5 実施機関等

#### （1）実施機関

鳥取県、（一社）鳥取県西部建設業協会、JAF 鳥取支部

#### （2）訓練参加（予定）者数

鳥取県 12 人、（一社）鳥取県西部建設業協会 8 人、JAF 鳥取支部 1 人

### 6 訓練内容

道路啓開訓練（放置車両移動）

#### ●災害対策基本法に基づき放置車両を強制的に移動する訓練

※災害対策基本法の概要

緊急車両の妨げとなる車両の運転者等に対して移動を命令

運転者の不在時等は、道路管理者自ら車両を移動

（その際、やむを得ない限度での破損を容認し、併せて損失補償規定を整備）



7 訓練時使用資機材等一覧表

	鳥取県建設業協会 (有償)
全般	テント、机、椅子、マイク、発電機
道路啓開訓練 (放置車両移動)	放置車両 (中古車)、車両移動用フォークリフト、車両吊下用バックホウ

8 当日のスケジュール

時間	内容
13:00～13:30	道路啓開訓練開始
13:30～13:45	バックホウによる車両移動
13:45～14:00	フォークリフトによる車両移動
14:00～14:15	JAFによる車両移動
14:15～14:20	訓練終了・講評

## 学校等の避難訓練実施要領

### 1 目的

学校、幼稚園等（以下「学校等」）での緊急時の通信連絡手順、屋内退避及び避難手順を確認し、原子力災害発生時における児童生徒等の安全確保対策の円滑な実施を図る。

### 2 主要訓練項目

- (1) 通信訓練
- (2) 屋内退避訓練
- (3) 児童生徒等の保護者への引き渡し訓練

### 3 実施日時 令和5年6月～令和6年2月

### 4 実施場所 UPZ 圏内の各学校等

### 5 実施機関等 UPZ 圏内の各学校等

各学校等が個別に策定した避難計画に基づいて訓練を行うことで、原子力災害が発生した際の校（園）内における対応手順、役割分担など全体の流れを具体的に把握し、実施後に検証を行う。

### 6 訓練内容

#### (1) 通信連絡訓練

緊急時における各学校等と関係機関との通信連絡訓練を行う。

#### (2) 屋内退避訓練

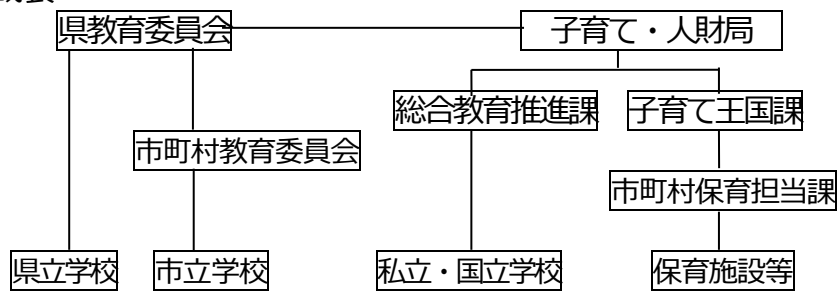
災害発生を想定し、屋内への退避行動の実施、安否確認の実施等について訓練を行い、手順等の確認を行う。

#### (3) 児童生徒等の保護者への引き渡し訓練

児童生徒等を保護者に引き渡す訓練を行い、保護者への連絡・引き渡し手順等について確認を行う。

実施時期	県立学校	境港市・米子市立学校等	米子北斗中・高等学校 米子工業高等専門学校	保育施設等（私立幼稚園・認定こども園・保育所等）
6月～ 2月	<p>■通信連絡訓練</p> <p>学校と県教委で緊急時の通信訓練を行う。</p> <p>■屋内退避訓練及び引き渡し訓練</p> <p>○境高等学校 屋内退避訓練を行う。</p> <p>○境港総合技術高等学校 地域と連携した屋内退避訓練を行う。</p>	<p>■米子市</p> <p>各学校が実態に合った屋内退避訓練及び引き渡し訓練を行う。</p> <p>■境港市</p> <p>各学校が実態に合った屋内退避訓練等を行う。</p>	<p>■通信連絡訓練</p> <p>総合教育推進課と各学校との間で通信連絡訓練を行う。</p> <p>■屋内退避訓練及び引き渡し訓練</p> <p>各学校が実態に合った訓練を行う。</p>	<p>■通信連絡訓練</p> <p>子育て王国課は、米子市・境港市保育担当課を經由して、保育施設等との間で通信連絡訓練を行う。</p> <p>■屋内退避訓練及び引き渡し訓練</p> <p>各園等が実態に合った訓練を行う。</p>

7 訓練編成表





## 原子力防災講座実施要領

### 1 目 的

島根原子力発電所の事故を想定した原子力防災訓練（住民避難・避難退域時検査）を行うにあたって、参加住民に対して原子力防災や放射線等についての知識・理解をより一層深めていただくとともに、講座等を通じて、原子力災害時における適切な対応を住民自らが考えていただく機会を提供し、原子力防災に対する意識と理解度の一層の向上を図り、より効果的な原子力防災訓練にすることを目的とする。

### 2 主要訓練項目

原子力防災講座（講演・訓練概要説明）を通じた知識・理解の深化

### 3 実施日時・場所

日 時		会 場
米子市	10月 7日（土） 10:00～11:30	富益公民館（米子市富益町 788）
	10月14日（土） 13:00～14:30	
境港市	10月27日（金） 19:00～20:30	外江公民館（境港市外江町 2062-1）
	10月28日（土） 15:00～16:30	渡公民館（境港市渡町 1356-1）

### 4 参加者

約230人（訓練参加住民を対象）

### 5 講座内容（予定）

#### （1）原子力防災に係る講演

放射線の基礎や人体への影響など

#### （2）原子力訓練・避難計画の概要説明

#### （3）ワークショップ

原子力災害発生時の行動（情報の入手、屋内退避、避難等）の確認など

# 令和5年度米子市原子力防災訓練実施要領

## 1 目的

島根原子力発電所で事故が発生し、全面緊急事態に進展した際の災害対策本部における対応要領及び各関係機関との連携要領を検証する。

避難指示発令による段階的避難を想定した住民避難の一連の流れを検証し、課題の抽出や職員の対応要領の習熟、避難要領の住民周知を図るほか、自家用車を用いた避難を行い、実際の避難所までの経路を確認するなど、実践的な訓練を行う。

## 2 主要訓練項目

- (1) 原子力災害発生時の災害対策本部における初動対応
- (2) 複数の一時集結所の運営
- (3) 多様な手段による避難先までの住民避難

## 3 実施日時

- (1) 初動対応訓練 令和5年10月19日(木) 8:40~15:00
- (2) 住民避難訓練 令和5年11月 5日(日) 8:30~16:00

## 4 実施場所

- (1) 初動対応訓練：米子市役所
- (2) 住民避難訓練：富益公民館、弓ヶ浜中学校、東伯総合公園体育館、ハワイアロハホール等

## 5 実施機関等

- (1) 実施機関  
鳥取県、米子市、富益地区自治連合会、陸上自衛隊、鳥取県警察、中国電力(株)等
- (2) 訓練参加者数  
約200名(うち住民参加者約140名)

## 6 訓練内容

- (1) 初動対応訓練
- (2) 通信連絡訓練
- (3) 広報伝達訓練：防災行政無線、緊急速報メール等による広報を実施
- (4) 住民避難訓練：自家用車及びバス並びに陸自ヘリを用いた住民避難訓練を実施  
：福祉車両(ストレッチャー)による避難手順の確認
- (5) 一時集結所運営訓練
- (6) 安定ヨウ素剤配布・服用訓練
- (7) 避難退域時検査体験

## 令和5年度境港市原子力防災訓練実施要領

### 1 目的

原子力防災対策について、避難の実効性確認と練度の維持向上を図ることを目的として鳥取県及び各関係機関等との連携要領及び初動対応要領を確認する。

また、本訓練（鳥根県等との合同訓練）で得られた成果等に基づき、地域防災計画及び広域住民避難計画を修正し、計画の深化と避難のさらなる実効性向上を図る。

### 2 主要訓練項目

- (1) 避難実施状況の情報収集及び住民への情報発信機能の検証  
緊急速報（エリア）メール及び各種情報発信機能の活用
- (2) 避難行動要支援者避難の検証
- (3) 実働機関との連携
- (4) 住民等へのわかりやすい広報の実施

### 3 実施日時

初動対応訓練等 10月19日（木） 8：30 ～ 15：00

住民避難訓練等 11月 5日（日） 8：00 ～ 16：00

※訓練により時間は異なる。

### 4 実施場所

一時集結所（渡、外江地区）、安定ヨウ素剤服用訓練（渡公民館、外江公民館）、幼保施設、福祉施設、避難退域時検査会場（東伯総合公園）、広域避難所（鳥取東高等学校及び鳥取市立修立小学校）等

### 5 参加（予定）機関等

- (1) 訓練参加（予定）機関  
訓練項目ごとに設定する。
- (2) 訓練参加（予定）者数  
訓練項目ごとに設定する。

### 6 訓練内容（詳細は各訓練の実施要領に記載）

- (1) 災害対策本部等運営訓練
- (2) 広報・情報伝達訓練
- (3) 住民避難訓練
- (4) 避難退域時検査等訓練
- (5) 広域避難所運営訓練
- (6) 安定ヨウ素剤服用訓練
- (7) 避難誘導・交通規制等措置訓練
- (8) 福祉車両による避難行動要支援者の避難訓練
- (9) 幼稚園・保育園等の避難等訓練